第三十八号

徳島県安心こども基金条例の一部改正について

徳島県安心こども基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 晃 嘉 門

徳島県安心こども基金条例の一部を改正する条例

徳島県安心こども基金条例(平成二十一年徳島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号八中「第七条第一項」を「第二条第六項」に改める。

百七十九号)第二条第一項の補助金等をいう。)の返還に要する経費の財源に充てる場合に処分することができる。2 基金は、第六条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

运宝

部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日から施行する。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一号ハの改正規定は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一

提案理由

がある。これが、この条例案を提出する理由である。間を延長するとともに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う等の必要保育士資格等の取得を支援すること等により、子どもを安心して育てることができる環境の整備を引き続き推進するため、徳島県安心こども基金の設置の期